



【台湾での新型コロナウイルス感染・対応状況】

台湾では、2022年3月以降感染が増え続け、一時は9万人ほどにまで増加しましたが、6月をピークに徐々に減少をはじめ、7月1日時点での一日の感染者数は3万人前後となっています。現時点で台湾政府は現状の対策を継続するとの見解を取っています。

【日本帰国時の留意点について】

6月以降、台湾から日本への帰国時における自宅待機措置は撤廃され、また到着時の検査も不要となりました。そのため、ワクチン接種回数に関わらず、コロナ禍前と比較して、帰国時における手続きの違いは、渡航前72時間以内のPCR検査の実施のみとなります。これにより帰国時の障害となっていた事項はほぼなくなりましたが、引き続きPCR検査の実施による追加費用の負担のほか、日本政府が要求するPCR検査証明書を発行する病院での検査予約が取り難い状況となっていたり、航空会社都合で予約していたフライトをキャンセルされ、スケジュールの変更を余儀なくされるケースが増えているなど、コロナ禍以前とは異なる状況もまだ発生しています。

【台湾入境時の隔離について】

2022年6月11日に中央流行疫情指揮中心は、2022年6月15日以降に入境した際の隔離日数を3日に短縮すると発表しました。従来の7日からの短縮措置となります。具体的には、入境日当日を0日目として翌日からカウントし、3日間の隔離を行い、4日目から4日間の自主防疫期間となります。また、これまでと同様に一人一戸での隔離（隔離期間中の複数人での同居不可）を原則としつつも、家族が同日に入境した際には自宅での3日間の隔離となります。

【台湾出張中に新型コロナに感染した場合について】

日本から台湾に来る出張者が増えている中、台湾滞在中に新型コロナウイルスに感染し、隔離を余儀なくされ、停留ビザの期限内に日本に帰国できないケースが一部で見られます。その場合、移民署の見解は基本的に隔離終了後から10日以内の出国をすることで問題ないとのことですが、移民署に事情を説明し、個別に確認を行うことをお勧めします。

・感染者・死亡者速報通知(2022年7月1日付)





【ノービザ滞在の再延長措置について】

2022年6月7日に内政部移民署は2020年3月21日以前に台湾に合法的に入境し、滞在期間が180日を超える場合は、30日間の滞在期間延長（24回目）を発表しました。延長には特段の手続きは不要であり、自動で延長されます。これにより既に台湾にいながら本来の滞在期間が過ぎてしまっていた外国人は、引き続き台湾滞在が可能です。ノービザ延長措置で滞在している日本人は自身がいつまで滞在可能か再度確認することをお勧めします。

フェアコンサルティング台湾
(正緯管理顧問股份有限公司)

台北市松山區民生東路3段128號7樓之1 保富金融大樓
電話：+886-2-2717-0318
担当：坂下 (SAKASHITA)
yu.sakashita@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。